

埼玉県トラック運送事業 燃料価格高騰支援金



埼玉県では燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者に対し、支援金を交付します。

申請期間

令和4年12月1日(木)から令和5年2月17日(金)

交付金額 > 貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバーが対象です。

小型・普通自動車(緑色ナンバー) 30,000円/台

軽自動車(黒色ナンバー)、オートバイ(緑色ナンバー) 10,000円/台

※道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

申請方法

郵送申請又は電子申請 ※電子申請は12月8日(木)11:00から受付開始

○交付要件等詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金

検索



主な交付要件

1. 令和4年9月1日現在において、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者(埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る)であること。
2. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。



埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金 申請要領

彩の国
埼玉県

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

【申請受付期間】

令和4年12月1日（木）～令和5年2月17日（金）

※ 申請方法は、郵送又は電子申請です。窓口での申請はできません。

※ 電子申請システムは12月8日（木）午前11時から受付を開始します。

※ 締切りを過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

【問い合わせ先】

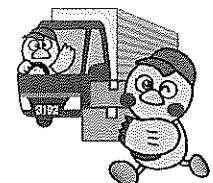
埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金コールセンター
0570-055-067（ナビダイヤル）

（平日 午前9時から午後9時、土日祝日午前9時から午後6時）

但し、年末年始（令和4年12月29日から令和5年1月3日まで）除く

目 次

I	交付要件	
1	交付対象者	2
2	交付対象となる車両	2
II	交付額の算定方法	3
III	申請手続等	
1	申請受付期間	3
2	申請方法	3
3	申請書類	5
4	申請書の様式等の入手方法	6
5	申請書類の審査及び補正	6
6	交付の決定	6
7	その他	7
8	申請手続に関する問い合わせ先	7



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

I 交付要件

1 交付対象者

交付対象者は、次のア～エの全てに該当する県内貨物自動車運送事業者です。

チェック	交付要件
<input type="checkbox"/>	ア 令和4年9月1日現在において貨物自動車運送事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思がある。
<input type="checkbox"/>	イ 埼玉県内に営業所を有する事業者である。
<input type="checkbox"/>	ウ 本支援金を重複して申請していない。
<input type="checkbox"/>	エ 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（暴力団等）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。

2 交付対象となる車両

対象車両は、令和4年9月1日時点において、次の各号の要件をいずれも満たす道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とします。

- (1) 道路運送車両法の規定に基づき適法に運行の用に供していること
- (2) 交付対象者が貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている又は届出を行っている営業所（埼玉県内に限る）において、事業の用に供していること
- (3) 交付対象者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用していること
- (4) 被けん引自動車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。)でないこと。

II 交付額の算定方法

令和4年9月1日現在における、交付対象者が事業に使用する対象車両の数において算定します。その対象車両及び単価は以下のとおりです。

対象車両の種別	単価
小型・普通自動車(緑ナンバー)	30,000円/台
軽自動車(黒ナンバー) オートバイ(緑ナンバー)	10,000円/台

※令和4年9月1日時点で、貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバー(「大宮」「所沢」「熊谷」「春日部」「川越」「越谷」「川口」)の車両が対象です。
※道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和4年12月1日(木)から令和5年2月17日(金)まで

2 申請方法

(1) 郵送の場合

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

(宛先) 〒338-0836
さいたま市桜区町谷1-4-1
埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金申請受付等事務局 行

※ 令和5年2月17日(金)の消印有効です。

< 郵送申請での提出にあたって >

レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する問い合わせにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

< 注意事項 >

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請書類の一部のみを提出された場合は、審査を進めることができません。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で指定した期日までに郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を進めます。

(2) 電子申請フォームからの場合

電子申請システムは12月8日(木)午前11時から稼働します。

以下のホームページに電子申請フォームへの入口を御用意しています。

なお、申請はメール認証により受け付けますが、1アドレスに複数の事業者の申請を行うことはできません。このためお手数おかけしますが、その際には個別にアドレスを追加するか郵送での申請をお願いします。

(例：行政書士の方が複数の事業者の申請を代理で行う場合など)

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金

検索



※令和5年2月17日(金) 23時59分までに申請を完了してください。

【推奨ブラウザ】

WEB

Windows : Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox

Mac : Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox

スマートフォン

iOS : Safari、Google Chrome

Android : Google Chrome

※全てのブラウザで最新版のみ動作保証しています。

【注1】 県内に営業所が複数ある場合

運送事業の許可は、法人・個人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

【注2】 各項目の添付ファイルの容量

各項目に添付できるファイルの容量は10MBまでです。容量を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0570-055-067(ナビダイヤル)

(月～金 午前9時から午後9時、土日祝日 午前9時から午後6時)

但し、年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日まで)除く

～埼玉県からのお願い～

今般の原材料価格、エネルギーコストの上昇を踏まえ、県では適切な価格転嫁の促進に取り組んでいます。トラック運送事業者の皆様には法令を遵守して持続的に事業を行うため、国が示した「標準的な運賃」や燃料サーチャージの活用について御検討ください。

また、荷主、元請の皆様には、コスト上昇を踏まえた適切な価格転嫁に御理解、御協力をお願いします。

「標準的な運賃について」(全日本トラック協会 HP)

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/kaisei_jigyoho_202008.html

3 申請書類

下表の申請書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、事務局に提出された書類は返却しません。

	チェック	申請書類
1		埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金 申請書兼請求書 (様式第1号)
2		交付対象車両一覧 (様式第2号)
3		一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書若しくは変更等届出書の写し ※許可証等を紛失している場合、許可年月日、許可番号がわかれば記載いただくか、事業報告書の控え等を送付ください。(その場合、通常より交付決定までに時間を要する場合があります。)
4		交付対象車両全てに係る自動車検査証(125cc超250cc以下のオートバイは軽自動車届出済証)の写し
5		個人事業主の場合は運転免許証の写し
6		本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

<注意事項>

申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

4 申請書の様式等の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金

検索



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/r4unyushienkin-shyogyo.html>

(2) お近くの配布機関での受取り

- ・埼玉県庁商業・サービス産業支援課
(さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 5 階北側)
- ・自動車税事務所 (さいたま市大宮区下町 3-8-3)
 - 同 大宮支所 (さいたま市西区中釘 2152)
 - 同 熊谷支所 (熊谷市御稜威ヶ原 701-5)
 - 同 所沢支所 (所沢市牛沼 690-1)
 - 同 春日部支所 (春日部市増戸 752-5)
- ・(一社)埼玉県トラック協会(さいたま市内大宮区北袋町 1-299-3)
- ・関東運輸局埼玉運輸支局(さいたま市内西区大字中釘 2154-2)
- ・所沢自動車検査登録事務所(所沢市大字牛沼字下原兀 688 番地 1)
- ・春日部自動車検査登録事務所(春日部市大字増戸 723 番地の 1)
- ・熊谷自動車検査登録事務所(熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4)
- ・県内の市役所及び町村役場(軽自動車税担当窓口、商工業担当窓口)

※配布が終了している場合があります。

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

(1) 郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。

申請書類に誤りや不足があった場合は、該当書類を訂正・追加の上、郵送してください。

(2) 電子申請した場合

不備がある場合にメールでお知らせします。必要に応じて、電子申請フォームから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

6 交付の決定

(1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知をメール又は郵送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

(2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

7 その他

(1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

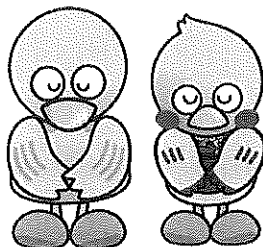
8 申請手続きに関する問い合わせ先

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0570-055-067(ナビダイヤル)

(月～金 午前9時から午後9時、土日祝日 午前9時から午後6時)

但し、年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日まで)除く



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」